

令和 8 年 度 釜 倉 簡 易 水 道 水 質 検 査 計 画

八幡浜市 産業建設部 水道課

内 容

1. 水質検査の基本方針
2. 水道事業の概要
 - (1) 給水状況
 - (2) 水源、浄水場及び浄水方法
3. 原水及び浄水の水質状況
4. 水質検査
 - (1) 検査項目
 - (2) 検査頻度と検査場所
5. 水質検査の実施方法
6. 臨時の水質検査
 - (1) 臨時の水質検査を行う場合
 - (2) 検査項目
7. 水質検査計画及び検査結果の公表
 - (1) 水質検査計画の公表
 - (2) 検査結果の公表
8. その他
 - (1) 水質検査の精度と信頼性保証
 - (2) 関係者との連携

1. 水質検査の基本方針

本市では、水道水が水質基準に適合し安全であることを保証するため、蛇口（給水栓）のほか、水源の原水についても水質検査を行います。

このため、南予地方水道水質検査センターに水質検査施設を整備し、万一水質事故が発生した場合でも迅速に対応できる体制を整えています。

また、精密な検査機器の導入を図るなど、検査体制を強化し、水道水の安全性の確保に努めます。

2. 水道事業の概要

（1）給水状況

令和7年3月31日

項 目	内 容
給水区域	釜倉一円
計画給水区域内人口	146 人
給水人口	73 人
給水戸数	38 戸
計画1日最大給水量	43.2 m ³
1日平均給水量	26.4 m ³
1人1日平均給水量	362 リットル

（2）水源、浄水場及び浄水方法

◆水源

1) 釜倉トンネル内湧水

釜倉トンネル内の湧水を取水しています。

施設名	所在地	水源	施設能力
釜倉取水井	八幡浜市釜倉乙178番	湧水	44m ³ /日

◆浄水場及び浄水方法

施設名	所在地	水源	貯水能力	浄水方法
釜倉配水池	八幡浜市釜倉2番耕地161番2	湧水	50m ³	塩素処理

3. 原水及び浄水の水質状況

原水である湧水の水質は、安定しており、良好な状況です。また、浄水処理の結果、水道水は水質基準に適合しており、安全で良質の水となっています。

4. 水質検査

（1）検査項目

検査の種類	項目数	内 容
毎日検査	3	色、濁り、消毒の残留効果の検査
水質基準項目	52	水道水が備えるべき水質上の要件で、人の健康を確保するために、また生活利用上障害を生じさせないために定められた項目

1) 毎日検査

色、濁り、消毒の残留効果について毎日検査を行います。

2) 水質基準項目検査

水質基準項目検査(52項目)については、南予地方水道水質検査センターにおいて、共同検査を行います。法令で定められた最低検査頻度は、次のとおりです。

- | | |
|-----------|-------------------------|
| ① 毎月検査 | 9項目(省略不可項目) |
| ② 年4回検査 | 19項目(省略不可 14項目、省略可能5項目) |
| ③ 年1回検査 | 1項目(省略不可 1項目) |
| ③ 3年に1回検査 | 23項目(省略可能項目) |
| 計 | 52項目 |

※令和8年4月1日より、「水質基準に関する省令」の改正により「PFOS及びPFOA」の水質基準値を追加します。
改正の基準は以下のとおりです。

項目	基準値
PFOS及びPFOA	0.00005mg/L(50ng/L)以下

3) 検査の省略について

給水栓水について基準52項目中28項目については、検査頻度を基本の年4回から減少、省略することができます。

- ① 過去3年間の検査結果が、基準値の1/5以下なら1年に1回、1/10以下なら3年に1回の検査でよい。
- ② ①の規定にかかわらず、過去の検査結果が、基準値の1/2以下で、原水水源の状況や配管からの溶出等に問題がなければ検査を省略できる。(3年に1回は検査を行う)

(2) 検査頻度と検査場所

原水

検査の種類	検査頻度	内 容
水質基準項目 (40項目)	年1回	釜倉取水地

※水質基準項目検査(52項目)のうち、味及び消毒副生成物(12項目)を除いた項目です。

浄水

検査の種類	検査頻度	内 容
毎日検査	毎日1回	給水区域内の給水栓1箇所
水質基準項目 (9項目)	毎月1回	給水区域内の給水栓1箇所
水質基準項目 (18項目)	年4回(3ヶ月に1回)	給水区域内の給水栓1箇所
水質基準項目 (1項目)	年1回	給水区域内の給水栓1箇所
水質基準項目 (24項目)	3年に1回	R9年度実施(前回 R6年度実施)

(注)

- ・ 詳細は、別表1のとおりです。
- ・ 原水の基準項目検査(40項目)は、毎年1回以上行います。結果に異常があれば浄水についても行います。
- ・ クリプトスポリジウムについては、指標菌の調査を年1回行います。

5. 水質検査の実施方法

水質検査は、水道事業者自ずから行うことが原則となっていますが、八幡浜市では水質基準項目である52項目の検査については、南予地方の14市町村と2水道企業団が共同で設立した南予地方水道水質検査センターで共同検査を実施しています。

南予地方水道水質検査協議会においては、水質事故や水質の変化に対し、迅速に水質検査を行い、浄水場の水質管理に反映させるため、水質検査体制を整備し、水道水の安全確保に努めています。

検査の種類	検査項目数	水質検査の実施方法
毎日検査	3	自己検査
水質基準項目	52	共同検査

6. 臨時の水質検査

(1) 臨時の水質検査を行う場合

水質異常が発生して、水道水が水質基準に適合しないおそれがある場合には、直ちに取水を停止するとともに、水源、原水、給水栓などの水質検査を臨時に行います。

1) 水源の水質の著しい悪化

- ・不明の原因による色及び濁りの著しい変化
- ・集中豪雨、洪水、濁水
- ・障害生物の増殖
- ・臭気の著しい変化
- ・魚が死んで多数浮上した場合

2) 水源付近、給水区域及びその周辺等における消化器系感染症の流行

3) 浄水過程における異常の発生

4) 大規模な配水管工事等による水道施設の著しい汚染のおそれ

(2) 検査項目

水質基準項目及び汚染物質について行います。

7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は事業年度ごとに策定して公表します。また、この計画に基づいて行った検査の結果についても、年度終了後直ちにとりまとめ、公表するとともに水質の改善や次年度の検査計画に反映します。

8. その他

(1) 水質検査の精度と信頼性保証

1) 水質検査の精度

共同検査機関である南予地方水質検査センターにおいて、原則として、基準値の1/10の定量下限を確保し、1/10付近の変動係数が金属類では10%以下、有機物では20%以下の精度で水質検査を行います。

また、精度管理のため、毎年、愛媛県立衛生環境研究所の「精度管理研究会」及び厚生労働省の「水道水質検査の精度管理に関する統一資料調査」に参加し、水質検査精度の向上に努めます。

2) 信頼性保証

日本水道協会の「水道版優良試験所基準(GLP)」（国際標準規格ISO9000に準拠）制度が整い次第その取得を目指します。

(2) 関係者との連携

水質事故が発生した場合は、県の保健所、南予地方水質検査センターと連携して、現場調査及び水質検査を直ちに行います。

別表1 水質基準項目の検査頻度

	番号	定期検査項目	基準値(mg/L)以下	過去3年間の 最高値 (mg/L)	検査実施 頻度
毎月 検査 項目	1	一般細菌	100個/ml	4	月1回
	2	大腸菌	不検出	不検出	
	39	塩化物イオン	200	8.10	
	47	有機物等(全有機炭素(TOC)量)	3	0.3未満	
	48	PH値	5.8～8.6	8.44	
	49	味	異常でない	異常なし	
	50	臭気	異常でない	異常なし	
	51	色度	5	0.6	
	52	濁度	2	0.2未満	
省略 不可 項目	9	亜硝酸態窒素	0.04	0.004未満	年4回
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001未満	
	11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.10	
	22	塩素酸	0.6	0.20	
	23	クロロ酢酸	0.02	0.002未満	
	24	クロロホルム	0.06	0.001未満	
	25	ジクロロ酢酸	0.03	0.002未満	
	26	ジブロモクロロメタン	0.1	0.002	
	27	臭素酸	0.01	0.001未満	
	28	総トリハロメタン	0.1	0.004	
	29	トリクロロ酢酸	0.03	0.002未満	
	30	ブロモジクロロメタン	0.03	0.001	
	31	ブロモホルム	0.09	0.002	
	32	ホルムアルデヒド	0.08	0.005未満	
省略 可能 項目	34	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.02	1回/3年
	13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.04	
	15	1,4-ジオキサン	0.05	0.005未満	
	43	ジェオスミン	0.00001	0.000001未満	
	44	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000001未満	
	45	非イオン界面活性剤	0.02	0.005未満	
	6	鉛及びその化合物	0.01	0.001未満	年4回
	12	フッ素及びその化合物	0.8	0.22	
	35	鉄及びその化合物	0.3	0.01	
	20	PFOS及びPFOA	0.00005	0.000001未満	年1回
	3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003未満	1回/3年 (前回: R6年度 実施)
	4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005未満	
	5	セレン及びその化合物	0.01	0.001未満	
	7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.002	
	8	六価クロム化合物	0.02	0.002未満	
	14	四塩化炭素	0.002	0.0002未満	
	16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.001未満	
	17	ジクロロメタン	0.02	0.001未満	
	18	テトラクロロエチレン	0.01	0.001未満	
	19	トリクロロエチレン	0.01	0.001未満	
	21	ベンゼン	0.01	0.001未満	
	33	亜鉛及びその化合物	1.0	0.005	
	36	銅及びその化合物	1.0	0.01未満	
	37	ナトリウム及びその化合物	200	14.0	
	38	マンガン及びその化合物	0.05	0.005未満	
	40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	130	
	41	蒸発残留物	500	188	
	42	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02未満	
	46	フェノール類	0.005	0.0005未満	

令和 8 年 度 矢野畑簡易水道水質検査計画

八幡浜市 産業建設部 水道課

内 容

1. 水質検査の基本方針
2. 水道事業の概要
 - (1) 給水状況
 - (2) 水源、浄水場及び浄水方法
3. 原水及び浄水の水質状況
4. 水質検査
 - (1) 検査項目
 - (2) 検査頻度と検査場所
5. 水質検査の実施方法
6. 臨時の水質検査
 - (1) 臨時の水質検査を行う場合
 - (2) 検査項目
7. 水質検査計画及び検査結果の公表
 - (1) 水質検査計画の公表
 - (2) 検査結果の公表
8. その他
 - (1) 水質検査の精度と信頼性保証
 - (2) 関係者との連携

1. 水質検査の基本方針

本市では、水道水が水質基準に適合し安全であることを保証するため、蛇口（給水栓）のほか、水源の原水についても水質検査を行います。

このため、南予地方水道水質検査センターに水質検査施設を整備し、万一水質事故が発生した場合でも迅速に対応できる体制を整えています。

また、精密な検査機器の導入を図るなど、検査体制を強化し、水道水の安全性の確保に努めます。

2. 水道事業の概要

(1) 給水状況

令和7年3月31日

項 目	内 容
給水区域	矢野畑一円
計画給水区域内人口	260 人
給水人口	9 人
給水戸数	5 戸
計画1日最大給水量	23.4 m ³
1日平均給水量	2.0 m ³
1人1日平均給水量	222 リットル

(2) 水源、浄水場及び浄水方法

◆水源

中津大川水系の河川表流水を取水しています。

施設名	所在地	水源	取水量
矢野畑取水地	八幡浜市中津川字矢野畑	表流水	23.4m ³ /日

◆浄水場及び浄水方法

取水した表流水を導水管にて浄水施設に送水し、浄水処理されています。

施設名	所在地	浄水能力	浄水方法
矢野畑浄水場	八幡浜市中津川字矢野畑	23.4m ³	緩速濾過・塩素滅菌

3. 原水及び浄水の水質状況

原水である表流水の水質は、降雨等により変動しますが、適切な浄水処理を行うことにより水質を管理し、対応しています。また、浄水処理の結果、水道水は水質基準に適合しており、安全で良質な水となっています。

4. 水質検査

(1) 検査項目

検査の種類	項目数	内 容
毎日検査	3	色、濁り、消毒の残留効果の検査
水質基準項目	52	水道水が備えるべき水質上の要件で、人の健康を確保するために、また生活利用上障害を生じさせないために定められた項目

1) 毎日検査

色、濁り、消毒の残留効果について毎日検査を行います。

2) 水質基準項目検査

水質基準項目検査(52項目)については、南予地方水道水質検査センターにおいて、共同検査を行います。法令で定められた最低検査頻度は、次のとおりです。

- | | |
|-----------|-------------------------|
| ① 毎月検査 | 9項目(省略不可項目) |
| ② 年4回検査 | 19項目(省略不可 14項目、省略可能5項目) |
| ③ 年1回検査 | 1項目(省略不可 1項目) |
| ③ 3年に1回検査 | 23項目(省略可能項目) |
| 計 | 52項目 |

※令和8年4月1日より、「水質基準に関する省令」の改正により「PFOS及びPFOA」の水質基準値を追加します。
改正の基準は以下のとおりです。

項目	基準値
PFOS及びPFOA	0.00005mg/L(50ng/L)以下

3) 検査の省略について

給水栓水について基準52項目中28項目については、検査頻度を基本の年4回から減少、省略することができます。

- ① 過去3年間の検査結果が、基準値の1/5以下なら1年に1回、1/10以下なら3年に1回の検査でよい。
- ② ①の規定にかかわらず、過去の検査結果が、基準値の1/2以下で、原水水源の状況や配管からの溶出等に問題がなければ検査を省略できる。(3年に1回は検査を行う)

(2) 検査頻度と検査場所

原水

検査の種類	検査頻度	内 容
水質基準項目 (40項目)	年1回	矢野畑取水地

※水質基準項目検査(52項目)のうち、味及び消毒副生成物(12項目)を除いた項目です。

浄水

検査の種類	検査頻度	内 容
毎日検査	毎日1回	給水区域内の給水栓1箇所
水質基準項目 (9項目)	毎月1回	給水区域内の給水栓1箇所
水質基準項目 (18項目)	年4回(3ヶ月に1回)	給水区域内の給水栓1箇所
水質基準項目 (1項目)	年1回	給水区域内の給水栓1箇所
水質基準項目 (24項目)	3年に1回	R9年度実施(前回 R6年度実施)

(注)

- ・ 詳細は、別表1のとおりです。
- ・ 原水の基準項目検査(40項目)は、毎年1回以上行います。結果に異常があれば浄水についても行います。
- ・ クリプトスポリジウムについては、指標菌の調査を年1回行います。

5. 水質検査の実施方法

水質検査は、水道事業者自ずから行うことが原則となっていますが、八幡浜市では水質基準項目である52項目の検査については、南予地方の14市町村と2水道企業団が共同で設立した南予地方水道水質検査センターで共同検査を実施しています。

南予地方水道水質検査協議会においては、水質事故や水質の変化に対し、迅速に水質検査を行い、浄水場の水質管理に反映させるため、水質検査体制を整備し、水道水の安全確保に努めています。

検査の種類	検査項目数	水質検査の実施方法
毎日検査	3	自己検査
水質基準項目	52	共同検査

6. 臨時の水質検査

(1) 臨時の水質検査を行う場合

水質異常が発生して、水道水が水質基準に適合しないおそれがある場合には、直ちに取水を停止するとともに、水源、原水、給水栓などの水質検査を臨時に行います。

1) 水源の水質の著しい悪化

- ・不明の原因による色及び濁りの著しい変化
- ・集中豪雨、洪水、濁水
- ・障害生物の増殖
- ・臭気の著しい変化
- ・魚が死んで多数浮上した場合

2) 水源付近、給水区域及びその周辺等における消化器系感染症の流行

3) 浄水過程における異常の発生

4) 大規模な配水管工事等による水道施設の著しい汚染のおそれ

(2) 検査項目

水質基準項目及び汚染物質について行います。

7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は事業年度ごとに策定して公表します。また、この計画に基づいて行った検査の結果についても、年度終了後直ちにとりまとめ、公表するとともに水質の改善や次年度の検査計画に反映します。

8. その他

(1) 水質検査の精度と信頼性保証

1) 水質検査の精度

共同検査機関である南予地方水質検査センターにおいて、原則として、基準値の1/10の定量下限を確保し、1/10付近の変動係数が金属類では10%以下、有機物では20%以下の精度で水質検査を行います。

また、精度管理のため、毎年、愛媛県立衛生環境研究所の「精度管理研究会」及び厚生労働省の「水道水質検査の精度管理に関する統一資料調査」に参加し、水質検査精度の向上に努めます。

2) 信頼性保証

日本水道協会の「水道版優良試験所基準(GLP)」（国際標準規格ISO9000に準拠）制度が整い次第その取得を目指します。

(2) 関係者との連携

水質事故が発生した場合は、県の保健所、南予地方水質検査センターと連携して、現場調査及び水質検査を直ちに行います。

別表1 水質基準項目の検査頻度

	番号	定期検査項目	基準値(mg/L)以下	過去3年間の 最高値 (mg/L)	検査実施 頻度
毎月 検査 項目	1	一般細菌	100個/ml	21	月1回
	2	大腸菌	不検出	不検出	
	39	塩化物イオン	200	12.10	
	47	有機物等(全有機炭素(TOC)量)	3	0.50	
	48	PH値	5.8～8.6	8.23	
	49	味	異常でない	異常なし	
	50	臭気	異常でない	異常なし	
	51	色度	5	2.4	
	52	濁度	2	1.10	
省略 不可 項目	9	亜硝酸態窒素	0.04	0.004未満	年4回
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001未満	
	11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	1.20	
	22	塩素酸	0.6	0.39	
	23	クロロ酢酸	0.02	0.002未満	
	24	クロロホルム	0.06	0.004	
	25	ジクロロ酢酸	0.03	0.002未満	
	26	ジブロモクロロメタン	0.1	0.006	
	27	臭素酸	0.01	0.001未満	
	28	総トリハロメタン	0.1	0.012	
	29	トリクロロ酢酸	0.03	0.002未満	
	30	ブロモジクロロメタン	0.03	0.004	
	31	ブロモホルム	0.09	0.002	
	32	ホルムアルデヒド	0.08	0.005未満	
省略 可能 項目	34	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.2	1回/3年
	13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.01未満	
	15	1,4-ジオキサン	0.05	0.005未満	
	43	ジオスミン	0.00001	0.000001未満	
	44	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000001未満	
	45	非イオン界面活性剤	0.02	0.005未満	
	6	鉛及びその化合物	0.01	0.001未満	年4回
	12	フッ素及びその化合物	0.8	0.14	
	35	鉄及びその化合物	0.3	0.17	
	20	PFOS及びPFOA	0.00005	0.000001未満	年1回
	3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003未満	1回/3年 (前回: R6年度 実施)
	4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005未満	
	5	セレン及びその化合物	0.01	0.001未満	
	7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001未満	
	8	六価クロム化合物	0.02	0.002未満	
	14	四塩化炭素	0.002	0.0002未満	
	16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.001未満	
	17	ジクロロメタン	0.02	0.001未満	
	18	テトラクロロエチレン	0.01	0.001未満	
	19	トリクロロエチレン	0.01	0.001未満	
	21	ベンゼン	0.01	0.001未満	
	33	亜鉛及びその化合物	1.0	0.005未満	
	36	銅及びその化合物	1.0	0.01未満	
	37	ナトリウム及びその化合物	200	5.4	
	38	マンガン及びその化合物	0.05	0.005未満	
	40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	71	
	41	蒸発残留物	500	108	
	42	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02未満	
	46	フェノール類	0.005	0.0005未満	

令和 8 年 度 日 土 簡 易 水 道 水 質 検 査 計 画

八幡浜市 産業建設部 水道課

内 容

1. 水質検査の基本方針
2. 水道事業の概要
 - (1) 給水状況
 - (2) 水源、浄水場及び浄水方法
3. 原水及び浄水の水質状況
4. 水質検査
 - (1) 検査項目
 - (2) 検査頻度と検査場所
5. 水質検査の実施方法
6. 臨時の水質検査
 - (1) 臨時の水質検査を行う場合
 - (2) 検査項目
7. 水質検査計画及び検査結果の公表
 - (1) 水質検査計画の公表
 - (2) 検査結果の公表
8. その他
 - (1) 水質検査の精度と信頼性保証
 - (2) 関係者との連携

1. 水質検査の基本方針

本市では、水道水が水質基準に適合し安全であることを保証するため、蛇口（給水栓）のほか、水源の原水についても水質検査を行います。

このため、南予地方水道水質検査センターに水質検査施設を整備し、万一水質事故が発生した場合でも迅速に対応できる体制を整えています。

また、精密な検査機器の導入を図るなど、検査体制を強化し、水道水の安全性の確保に努めます。

2. 水道事業の概要

(1) 給水状況

令和7年3月31日

項 目	内 容
給水区域	新堂・続藪・中当(一部)・出奥一円
計画給水区域内人口	1,350 人
給水人口	590 人
給水戸数	266 戸
計画1日最大給水量	237.0 m ³
1日平均給水量	200.7 m ³
1人1日平均給水量	340 ㍓

(2) 水源、浄水場及び浄水方法

◆水源

給水区域内の湧水及び地下水を取水しています。

施設名	所在地	水源	取水量
第2水源池	八幡浜市日土町2-266-2	地下水	146.3m ³ /日
第3水源池	八幡浜市日土町2-13-2	地下水	185.7m ³ /日
第1水源池(予備)	八幡浜市日土町5-73	湧水	66.4m ³ /日

◆浄水場及び浄水方法

取水した湧水、地下水を導水管にて浄水施設に送水し、浄水処理されています。

施設名	所在地	浄水能力	浄水方法
日土配水池	八幡浜市日土町5-73	332.0m ³	塩素滅菌

3. 原水及び浄水の水質状況

原水である湧水の水質は、安定しており、良好な状況です。また、浄水処理の結果、水道水は水質基準に適合しており、安全で良質の水となっています。

4. 水質検査

(1) 検査項目

検査の種類	項目数	内 容
毎日検査	3	色、濁り、消毒の残留効果の検査
水質基準項目	52	水道水が備えるべき水質上の要件で、人の健康を確保するために、また生活利用上障害を生じさせないために定められた項目

1) 毎日検査

色、濁り、消毒の残留効果について毎日検査を行います。

2) 水質基準項目検査

水質基準項目検査(52項目)については、南予地方水道水質検査センターにおいて、共同検査を行います。法令で定められた最低検査頻度は、次のとおりです。

- | | |
|-----------|-------------------------|
| ① 毎月検査 | 9項目(省略不可項目) |
| ② 年4回検査 | 19項目(省略不可 14項目、省略可能5項目) |
| ③ 年1回検査 | 1項目(省略不可 1項目) |
| ③ 3年に1回検査 | 23項目(省略可能項目) |
| 計 | 52項目 |

※令和8年4月1日より、「水質基準に関する省令」の改正により「PFOS及びPFOA」の水質基準値を追加します。
改正の基準は以下のとおりです。

項目	基準値
PFOS及びPFOA	0.00005mg/L(50ng/L)以下

3) 検査の省略について

給水栓水について基準52項目中28項目については、検査頻度を基本の年4回から減少、省略することができます。

- ① 過去3年間の検査結果が、基準値の1/5以下なら1年に1回、1/10以下なら3年に1回の検査でよい。
- ② ①の規定にかかわらず、過去の検査結果が、基準値の1/2以下で、原水水源の状況や配管からの溶出等に問題がなければ検査を省略できる。(3年に1回は検査を行う)

(2) 検査頻度と検査場所

原水

検査の種類	検査頻度	内 容
水質基準項目 (40項目)	年1回	第2水源又は第3水源

※水質基準項目検査(52項目)のうち、味及び消毒副生成物(12項目)を除いた項目です。

浄水

検査の種類	検査頻度	内 容
毎日検査	毎日1回	給水区域内の給水栓1箇所
水質基準項目 (9項目)	毎月1回	給水区域内の給水栓1箇所
水質基準項目 (18項目)	年4回(3ヶ月に1回)	給水区域内の給水栓1箇所
水質基準項目 (1項目)	年1回	給水区域内の給水栓1箇所
水質基準項目 (24項目)	3年に1回	R9年度実施(前回 R6年度実施)

(注)

- ・ 詳細は、別表1のとおりです。
- ・ 原水の基準項目検査(40項目)は、毎年1回以上行います。結果に異常があれば浄水についても行います。
- ・ クリプトスポリジウムについては、指標菌の調査を年1回行います。

5. 水質検査の実施方法

水質検査は、水道事業者自ずから行うことが原則となっていますが、八幡浜市では水質基準項目である52項目の検査については、南予地方の14市町村と2水道企業団が共同で設立した南予地方水道水質検査センターで共同検査を実施しています。

南予地方水道水質検査協議会においては、水質事故や水質の変化に対し、迅速に水質検査を行い、浄水場の水質管理に反映させるため、水質検査体制を整備し、水道水の安全確保に努めています。

検査の種類	検査項目数	水質検査の実施方法
毎日検査	3	自己検査
水質基準項目	52	共同検査

6. 臨時の水質検査

(1) 臨時の水質検査を行う場合

水質異常が発生して、水道水が水質基準に適合しないおそれがある場合には、直ちに取水を停止するとともに、水源、原水、給水栓などの水質検査を臨時に行います。

1) 水源の水質の著しい悪化

- ・不明の原因による色及び濁りの著しい変化
- ・集中豪雨、洪水、濁水
- ・障害生物の増殖
- ・臭気の著しい変化
- ・魚が死んで多数浮上した場合

2) 水源付近、給水区域及びその周辺等における消化器系感染症の流行

3) 浄水過程における異常の発生

4) 大規模な配水管工事等による水道施設の著しい汚染のおそれ

(2) 検査項目

水質基準項目及び汚染物質について行います。

7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は事業年度ごとに策定して公表します。また、この計画に基づいて行った検査の結果についても、年度終了後直ちにとりまとめ、公表するとともに水質の改善や次年度の検査計画に反映します。

8. その他

(1) 水質検査の精度と信頼性保証

1) 水質検査の精度

共同検査機関である南予地方水質検査センターにおいて、原則として、基準値の1/10の定量下限を確保し、1/10付近の変動係数が金属類では10%以下、有機物では20%以下の精度で水質検査を行います。

また、精度管理のため、毎年、愛媛県立衛生環境研究所の「精度管理研究会」及び厚生労働省の「水道水質検査の精度管理に関する統一資料調査」に参加し、水質検査精度の向上に努めます。

2) 信頼性保証

日本水道協会の「水道版優良試験所基準(GLP)」（国際標準規格ISO9000に準拠）制度が整い次第その取得を目指します。

(2) 関係者との連携

水質事故が発生した場合は、県の保健所、南予地方水質検査センターと連携して、現場調査及び水質検査を直ちに行います。

別表1 水質基準項目の検査頻度

	番号	定期検査項目	基準値(mg/L)以下	過去3年間の 最高値 (mg/L)	検査実施 頻度
毎月 検査 項目	1	一般細菌	100個/ml	1	月1回
	2	大腸菌	不検出	不検出	
	39	塩化物イオン	200	10.30	
	47	有機物等(全有機炭素(TOC)量)	3	0.36	
	48	PH値	5.8～8.6	7.97	
	49	味	異常でない	異常なし	
	50	臭気	異常でない	異常なし	
	51	色度	5	0.5未満	
	52	濁度	2	0.2未満	
省略 不可 項目	9	亜硝酸態窒素	0.04	0.004未満	年4回
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001未満	
	11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	3.30	
	22	塩素酸	0.6	0.08	
	23	クロロ酢酸	0.02	0.002未満	
	24	クロロホルム	0.06	0.006	
	25	ジクロロ酢酸	0.03	0.002未満	
	26	ジブロモクロロメタン	0.1	0.002	
	27	臭素酸	0.01	0.001未満	
	28	総トリハロメタン	0.1	0.008	
	29	トリクロロ酢酸	0.03	0.002未満	
	30	ブロモジクロロメタン	0.03	0.002	
	31	ブロモホルム	0.09	0.001	
	32	ホルムアルデヒド	0.08	0.005未満	
省略 可能 項目	34	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.01未満	1回/3年
	13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.03	
	15	1,4-ジオキサン	0.05	0.005未満	
	43	ジオスミン	0.00001	0.000001未満	
	44	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000001未満	
	45	非イオン界面活性剤	0.02	0.005未満	
	6	鉛及びその化合物	0.01	0.002	年4回
	12	フッ素及びその化合物	0.8	0.1	
	35	鉄及びその化合物	0.3	0.01未満	
	20	PFOS及びPFOA	0.00005	0.000001	年1回
	3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003未満	1回/3年 (前回: R6年度 実施)
	4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005未満	
	5	セレン及びその化合物	0.01	0.001未満	
	7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001未満	
	8	六価クロム化合物	0.02	0.002未満	
	14	四塩化炭素	0.002	0.0002未満	
	16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.001未満	
	17	ジクロロメタン	0.02	0.001未満	
	18	テトラクロロエチレン	0.01	0.001未満	
	19	トリクロロエチレン	0.01	0.001未満	
	21	ベンゼン	0.01	0.001未満	
	33	亜鉛及びその化合物	1.0	0.005未満	
	36	銅及びその化合物	1.0	0.01未満	
	37	ナトリウム及びその化合物	200	7.2	
	38	マンガン及びその化合物	0.05	0.005未満	
	40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	90	
	41	蒸発残留物	500	166	
	42	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02未満	
	46	フェノール類	0.005	0.0005未満	

令和 8 年 度 古 藪 簡 易 水 道 水 質 検 査 計 画

八幡浜市 産業建設部 水道課

内 容

1. 水質検査の基本方針
2. 水道事業の概要
 - (1) 給水状況
 - (2) 水源、浄水場及び浄水方法
3. 原水及び浄水の水質状況
4. 水質検査
 - (1) 検査項目
 - (2) 検査頻度と検査場所
5. 水質検査の実施方法
6. 臨時の水質検査
 - (1) 臨時の水質検査を行う場合
 - (2) 検査項目
7. 水質検査計画及び検査結果の公表
 - (1) 水質検査計画の公表
 - (2) 検査結果の公表
8. その他
 - (1) 水質検査の精度と信頼性保証
 - (2) 関係者との連携

1. 水質検査の基本方針

本市では、水道水が水質基準に適合し安全であることを保証するため、蛇口（給水栓）のほか、水源の原水についても水質検査を行います。

このため、南予地方水道水質検査センターに水質検査施設を整備し、万一水質事故が発生した場合でも迅速に対応できる体制を整えています。

また、精密な検査機器の導入を図るなど、検査体制を強化し、水道水の安全性の確保に努めます。

2. 水道事業の概要

（1）給水状況

令和7年3月31日

項 目	内 容
給水区域	古藪一円
計画給水区域内人口	140 人
給水人口	17 人
給水戸数	11 戸
計画1日最大給水量	33.1 m ³
1日平均給水量	3.7 m ³
1人1日平均給水量	218 ㍓

（2）水源、浄水場及び浄水方法

◆水源

給水区域内の湧水及び地下水を取水しています。

施設名	所在地	水源	取水量
古藪取水池	八幡浜市古藪	表流水	40.0m ³ /日

◆浄水場及び浄水方法

取水した湧水、地下水を導水管にて浄水施設に送水し、浄水処理されています。

施設名	所在地	浄水能力	浄水方法
古藪浄水場	八幡浜市古藪	33.1 m ³	緩速濾過・塩素滅菌

3. 原水及び浄水の水質状況

原水である表流水の水質は、降雨等により変動しますが、適切な浄水処理を行うことにより水質を管理し、対応しています。また、浄水処理の結果、水道水は水質基準に適合しており、安全で良質な水となっています。

4. 水質検査

（1）検査項目

検査の種類	項目数	内 容
毎日検査	3	色、濁り、消毒の残留効果の検査
水質基準項目	52	水道水が備えるべき水質上の要件で、人の健康を確保するために、また生活利用上障害を生じさせないために定められた項目

1) 毎日検査

色、濁り、消毒の残留効果について毎日検査を行います。

2) 水質基準項目検査

水質基準項目検査(52項目)については、南予地方水道水質検査センターにおいて、共同検査を行います。法令で定められた最低検査頻度は、次のとおりです。

- | | |
|-----------|-------------------------|
| ① 毎月検査 | 9項目(省略不可項目) |
| ② 年4回検査 | 19項目(省略不可 14項目、省略可能5項目) |
| ③ 年1回検査 | 1項目(省略不可 1項目) |
| ③ 3年に1回検査 | 23項目(省略可能項目) |
| 計 | 52項目 |

※令和8年4月1日より、「水質基準に関する省令」の改正により「PFOS及びPFOA」の水質基準値を追加します。
改正の基準は以下のとおりです。

項目	基準値
PFOS及びPFOA	0.00005mg/L(50ng/L)以下

3) 検査の省略について

給水栓水について基準52項目中28項目については、検査頻度を基本の年4回から減少、省略することができます。

- ① 過去3年間の検査結果が、基準値の1/5以下なら1年に1回、1/10以下なら3年に1回の検査でよい。
- ② ①の規定にかかわらず、過去の検査結果が、基準値の1/2以下で、原水水源の状況や配管からの溶出等に問題がなければ検査を省略できる。(3年に1回は検査を行う)

(2) 検査頻度と検査場所

原水

検査の種類	検査頻度	内 容
水質基準項目 (40項目)	年1回	古藪取水池

※水質基準項目検査(52項目)のうち、味及び消毒副生成物(12項目)を除いた項目です。

浄水

検査の種類	検査頻度	内 容
毎日検査	毎日1回	給水区域内の給水栓1箇所
水質基準項目 (9項目)	毎月1回	給水区域内の給水栓1箇所
水質基準項目 (18項目)	年4回(3ヶ月に1回)	給水区域内の給水栓1箇所
水質基準項目 (1項目)	年1回	給水区域内の給水栓1箇所
水質基準項目 (24項目)	3年に1回	R9年度実施(前回 R6年度実施)

(注)

- ・ 詳細は、別表1のとおりです。
- ・ 原水の基準項目検査(40項目)は、毎年1回以上行います。結果に異常があれば浄水についても行います。
- ・ クリプトスポリジウムについては、指標菌の調査を年1回行います。

5. 水質検査の実施方法

水質検査は、水道事業者自ずから行うことが原則となっていますが、八幡浜市では水質基準項目である52項目の検査については、南予地方の14市町村と2水道企業団が共同で設立した南予地方水道水質検査センターで共同検査を実施しています。

南予地方水道水質検査協議会においては、水質事故や水質の変化に対し、迅速に水質検査を行い、浄水場の水質管理に反映させるため、水質検査体制を整備し、水道水の安全確保に努めています。

検査の種類	検査項目数	水質検査の実施方法
毎日検査	3	自己検査
水質基準項目	52	共同検査

6. 臨時の水質検査

(1) 臨時の水質検査を行う場合

水質異常が発生して、水道水が水質基準に適合しないおそれがある場合には、直ちに取水を停止するとともに、水源、原水、給水栓などの水質検査を臨時に行います。

1) 水源の水質の著しい悪化

- ・不明の原因による色及び濁りの著しい変化
- ・集中豪雨、洪水、濁水
- ・障害生物の増殖
- ・臭気の著しい変化
- ・魚が死んで多数浮上した場合

2) 水源付近、給水区域及びその周辺等における消化器系感染症の流行

3) 浄水過程における異常の発生

4) 大規模な配水管工事等による水道施設の著しい汚染のおそれ

(2) 検査項目

水質基準項目及び汚染物質について行います。

7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は事業年度ごとに策定して公表します。また、この計画に基づいて行った検査の結果についても、年度終了後直ちにとりまとめ、公表するとともに水質の改善や次年度の検査計画に反映します。

8. その他

(1) 水質検査の精度と信頼性保証

1) 水質検査の精度

共同検査機関である南予地方水質検査センターにおいて、原則として、基準値の1/10の定量下限を確保し、1/10付近の変動係数が金属類では10%以下、有機物では20%以下の精度で水質検査を行います。

また、精度管理のため、毎年、愛媛県立衛生環境研究所の「精度管理研究会」及び厚生労働省の「水道水質検査の精度管理に関する統一資料調査」に参加し、水質検査精度の向上に努めます。

2) 信頼性保証

日本水道協会の「水道版優良試験所基準(GLP)」（国際標準規格ISO9000に準拠）制度が整い次第その取得を目指します。

(2) 関係者との連携

水質事故が発生した場合は、県の保健所、南予地方水質検査センターと連携して、現場調査及び水質検査を直ちに行います。

別表1 水質基準項目の検査頻度

	番号	定期検査項目	基準値(mg/L)以下	過去3年間の 最高値 (mg/L)	検査実施 頻度
毎月 検査 項目	1	一般細菌	100個/ml	5	月1回
	2	大腸菌	不検出	不検出	
	39	塩化物イオン	200	11.10	
	47	有機物等(全有機炭素(TOC)量)	3	84.0	
	48	PH値	5.8～8.6	7.53	
	49	味	異常でない	異常なし	
	50	臭気	異常でない	異常なし	
	51	色度	5	3.2	
	52	濁度	2	0.2	
省略 不可 項目	9	亜硝酸態窒素	0.04	0.004未満	年4回
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001未満	
	11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.30	
	22	塩素酸	0.6	0.15	
	23	クロロ酢酸	0.02	0.002未満	
	24	クロロホルム	0.06	0.018	
	25	ジクロロ酢酸	0.03	0.006	
	26	ジブロモクロロメタン	0.1	0.001	
	27	臭素酸	0.01	0.001未満	
	28	総トリハロメタン	0.1	0.024	
	29	トリクロロ酢酸	0.03	0.007	
	30	ブロモジクロロメタン	0.03	0.006	
	31	ブロモホルム	0.09	0.001未満	
	32	ホルムアルデヒド	0.08	0.005	
省略 可能 項目	34	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.01	1回/3年
	13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.01未満	
	15	1,4-ジオキサン	0.05	0.005未満	
	43	ジェオスミン	0.00001	0.000001未満	
	44	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000001未満	
	45	非イオン界面活性剤	0.02	0.005未満	
	6	鉛及びその化合物	0.01	0.001未満	年4回
	12	フッ素及びその化合物	0.8	0.05	
	35	鉄及びその化合物	0.3	0.02	
	20	PFOS及びPFOA	0.00005	0.000001未満	年1回
	3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003未満	1回/3年 (前回: R6年度 実施)
	4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005未満	
	5	セレン及びその化合物	0.01	0.001未満	
	7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001未満	
	8	六価クロム化合物	0.02	0.002未満	
	14	四塩化炭素	0.002	0.0002未満	
	16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.001未満	
	17	ジクロロメタン	0.02	0.001未満	
	18	テトラクロロエチレン	0.01	0.001未満	
	19	トリクロロエチレン	0.01	0.001未満	
	21	ベンゼン	0.01	0.001未満	
	33	亜鉛及びその化合物	1.0	0.005未満	
	36	銅及びその化合物	1.0	0.01未満	
	37	ナトリウム及びその化合物	200	6.1	
	38	マンガン及びその化合物	0.05	0.005未満	
	40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	14	
	41	蒸発残留物	500	64	
	42	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02未満	
	46	フェノール類	0.005	0.0005未満	

令和 8 年 度 今 出 簡 易 水 道 水 質 検 査 計 画

八幡浜市 産業建設部 水道課

内 容

1. 水質検査の基本方針
2. 水道事業の概要
 - (1) 給水状況
 - (2) 水源、浄水場及び浄水方法
3. 原水及び浄水の水質状況
4. 水質検査
 - (1) 検査項目
 - (2) 検査頻度と検査場所
5. 水質検査の実施方法
6. 臨時の水質検査
 - (1) 臨時の水質検査を行う場合
 - (2) 検査項目
7. 水質検査計画及び検査結果の公表
 - (1) 水質検査計画の公表
 - (2) 検査結果の公表
8. その他
 - (1) 水質検査の精度と信頼性保証
 - (2) 関係者との連携

1. 水質検査の基本方針

本市では、水道水が水質基準に適合し安全であることを保証するため、蛇口（給水栓）のほか、水源の原水についても水質検査を行います。

このため、南予地方水道水質検査センターに水質検査施設を整備し、万一水質事故が発生した場合でも迅速に対応できる体制を整えています。

また、精密な検査機器の導入を図るなど、検査体制を強化し、水道水の安全性の確保に努めます。

2. 水道事業の概要

（1）給水状況

令和7年3月31日

項 目	内 容
給水区域	今出一円
計画給水区域内人口	170 人
給水人口	61 人
給水戸数	25 戸
計画1日最大給水量	25.5 m ³
1日平均給水量	13.6 m ³
1人1日平均給水量	223 ㍓

（2）水源、浄水場及び浄水方法

◆水源

今出川水系の河川表流水を取水しています。

施設名	所在地	水源	取水量
今出取水池	八幡浜市日土町8-1866	表流水	25.5m ³ /日

◆浄水場及び浄水方法

取水した湧水、地下水を導水管にて浄水施設に送水し、浄水処理されています。

施設名	所在地	浄水能力	浄水方法
今出浄水場	八幡浜市日土町8-1528	25.5m ³	緩速濾過・塩素滅菌

3. 原水及び浄水の水質状況

原水である表流水の水質は、降雨等により変動しますが、適切な浄水処理を行うことにより水質を管理し、対応しています。また、浄水処理の結果、水道水は水質基準に適合しており、安全で良質な水となっています。

4. 水質検査

（1）検査項目

検査の種類	項目数	内 容
毎日検査	3	色、濁り、消毒の残留効果の検査
水質基準項目	52	水道水が備えるべき水質上の要件で、人の健康を確保するために、また生活利用上障害を生じさせないために定められた項目

1) 毎日検査

色、濁り、消毒の残留効果について毎日検査を行います。

2) 水質基準項目検査

水質基準項目検査(52項目)については、南予地方水道水質検査センターにおいて、共同検査を行います。法令で定められた最低検査頻度は、次のとおりです。

- | | |
|-----------|-------------------------|
| ① 毎月検査 | 9項目(省略不可項目) |
| ② 年4回検査 | 19項目(省略不可 14項目、省略可能5項目) |
| ③ 年1回検査 | 1項目(省略不可 1項目) |
| ③ 3年に1回検査 | 23項目(省略可能項目) |
| 計 | 52項目 |

※令和8年4月1日より、「水質基準に関する省令」の改正により「PFOS及びPFOA」の水質基準値を追加します。
改正の基準は以下のとおりです。

項目	基準値
PFOS及びPFOA	0.00005mg/L(50ng/L)以下

3) 検査の省略について

給水栓水について基準52項目中28項目については、検査頻度を基本の年4回から減少、省略することができます。

- ① 過去3年間の検査結果が、基準値の1/5以下なら1年に1回、1/10以下なら3年に1回の検査でよい。
- ② ①の規定にかかわらず、過去の検査結果が、基準値の1/2以下で、原水水源の状況や配管からの溶出等に問題がなければ検査を省略できる。(3年に1回は検査を行う)

(2) 検査頻度と検査場所

原水

検査の種類	検査頻度	内 容
水質基準項目 (40項目)	年1回	今出取水池

※水質基準項目検査(52項目)のうち、味及び消毒副生成物(12項目)を除いた項目です。

浄水

検査の種類	検査頻度	内 容
毎日検査	毎日1回	給水区域内の給水栓1箇所
水質基準項目 (9項目)	毎月1回	給水区域内の給水栓1箇所
水質基準項目 (18項目)	年4回(3ヶ月に1回)	給水区域内の給水栓1箇所
水質基準項目 (1項目)	年1回	給水区域内の給水栓1箇所
水質基準項目 (24項目)	3年に1回	R9年度実施(前回 R6年度実施)

(注)

- ・ 詳細は、別表1のとおりです。
- ・ 原水の基準項目検査(40項目)は、毎年1回以上行います。結果に異常があれば浄水についても行います。
- ・ クリプトスポリジウムについては、指標菌の調査を年1回行います。

5. 水質検査の実施方法

水質検査は、水道事業者自ずから行うことが原則となっていますが、八幡浜市では水質基準項目である52項目の検査については、南予地方の14市町村と2水道企業団が共同で設立した南予地方水道水質検査センターで共同検査を実施しています。

南予地方水道水質検査協議会においては、水質事故や水質の変化に対し、迅速に水質検査を行い、浄水場の水質管理に反映させるため、水質検査体制を整備し、水道水の安全確保に努めています。

検査の種類	検査項目数	水質検査の実施方法
毎日検査	3	自己検査
水質基準項目	52	共同検査

6. 臨時の水質検査

(1) 臨時の水質検査を行う場合

水質異常が発生して、水道水が水質基準に適合しないおそれがある場合には、直ちに取水を停止するとともに、水源、原水、給水栓などの水質検査を臨時に行います。

1) 水源の水質の著しい悪化

- ・不明の原因による色及び濁りの著しい変化
- ・集中豪雨、洪水、濁水
- ・障害生物の増殖
- ・臭気の著しい変化
- ・魚が死んで多数浮上した場合

2) 水源付近、給水区域及びその周辺等における消化器系感染症の流行

3) 浄水過程における異常の発生

4) 大規模な配水管工事等による水道施設の著しい汚染のおそれ

(2) 検査項目

水質基準項目及び汚染物質について行います。

7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は事業年度ごとに策定して公表します。また、この計画に基づいて行った検査の結果についても、年度終了後直ちにとりまとめ、公表するとともに水質の改善や次年度の検査計画に反映します。

8. その他

(1) 水質検査の精度と信頼性保証

1) 水質検査の精度

共同検査機関である南予地方水質検査センターにおいて、原則として、基準値の1/10の定量下限を確保し、1/10付近の変動係数が金属類では10%以下、有機物では20%以下の精度で水質検査を行います。

また、精度管理のため、毎年、愛媛県立衛生環境研究所の「精度管理研究会」及び厚生労働省の「水道水質検査の精度管理に関する統一資料調査」に参加し、水質検査精度の向上に努めます。

2) 信頼性保証

日本水道協会の「水道版優良試験所基準(GLP)」（国際標準規格ISO9000に準拠）制度が整い次第その取得を目指します。

(2) 関係者との連携

水質事故が発生した場合は、県の保健所、南予地方水質検査センターと連携して、現場調査及び水質検査を直ちに行います。

別表1 水質基準項目の検査頻度

	番号	定期検査項目	基準値(mg/L)以下	過去3年間の 最高値 (mg/L)	検査実施 頻度
毎月 検査 項目	1	一般細菌	100個/ml	8	月1回
	2	大腸菌	不検出	不検出	
	39	塩化物イオン	200	7.80	
	47	有機物等(全有機炭素(TOC)量)	3	1.34	
	48	PH値	5.8～8.6	8.04	
	49	味	異常でない	異常なし	
	50	臭気	異常でない	異常なし	
	51	色度	5	2.4	
	52	濁度	2	0.2未満	
省略 不可 項目	9	亜硝酸態窒素	0.04	0.004未満	年4回
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001未満	
	11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.60	
	22	塩素酸	0.6	0.11	
	23	クロロ酢酸	0.02	0.002未満	
	24	クロロホルム	0.06	0.009	
	25	ジクロロ酢酸	0.03	0.004	
	26	ジブロモクロロメタン	0.1	0.003	
	27	臭素酸	0.01	0.001未満	
	28	総トリハロメタン	0.1	0.016	
	29	トリクロロ酢酸	0.03	0.005	
	30	ブロモジクロロメタン	0.03	0.006	
	31	ブロモホルム	0.09	0.001未満	
	32	ホルムアルデヒド	0.08	0.001未満	
省略 可能 項目	34	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.01	1回/3年
	13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.01未満	
	15	1,4-ジオキサン	0.05	0.005未満	
	43	ジオスミン	0.00001	0.000001未満	
	44	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000001未満	
	45	非イオン界面活性剤	0.02	0.005未満	
	6	鉛及びその化合物	0.01	0.001未満	年4回
	12	フッ素及びその化合物	0.8	0.08	
	35	鉄及びその化合物	0.3	0.01	
	20	PFOS及びPFOA	0.00005	0.000001未満	年1回
	3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003未満	1回/3年 (前回: R6年度 実施)
	4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005未満	
	5	セレン及びその化合物	0.01	0.001未満	
	7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001未満	
	8	六価クロム化合物	0.02	0.002未満	
	14	四塩化炭素	0.002	0.0002未満	
	16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.001未満	
	17	ジクロロメタン	0.02	0.001未満	
	18	テトラクロロエチレン	0.01	0.001未満	
	19	トリクロロエチレン	0.01	0.001未満	
	21	ベンゼン	0.01	0.001未満	
	33	亜鉛及びその化合物	1.0	0.005未満	
	36	銅及びその化合物	1.0	0.01未満	
	37	ナトリウム及びその化合物	200	5.6	
	38	マンガン及びその化合物	0.05	0.005未満	
	40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	49	
	41	蒸発残留物	500	91	
	42	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02未満	
	46	フェノール類	0.005	0.0005未満	

令和 8 年 度 梶谷岡簡易水道水質検査計画

八幡浜市 産業建設部 水道課

内 容

1. 水質検査の基本方針
2. 水道事業の概要
 - (1) 給水状況
 - (2) 水源、浄水場及び浄水方法
3. 原水及び浄水の水質状況
4. 水質検査
 - (1) 検査項目
 - (2) 検査頻度と検査場所
5. 水質検査の実施方法
6. 臨時の水質検査
 - (1) 臨時の水質検査を行う場合
 - (2) 検査項目
7. 水質検査計画及び検査結果の公表
 - (1) 水質検査計画の公表
 - (2) 検査結果の公表
8. その他
 - (1) 水質検査の精度と信頼性保証
 - (2) 関係者との連携

1. 水質検査の基本方針

本市では、水道水が水質基準に適合し安全であることを保証するため、蛇口（給水栓）のほか、水源の原水についても水質検査を行います。

このため、南予地方水道水質検査センターに水質検査施設を整備し、万一水質事故が発生した場合でも迅速に対応できる体制を整えています。

また、精密な検査機器の導入を図るなど、検査体制を強化し、水道水の安全性の確保に努めます。

2. 水道事業の概要

（1）給水状況

令和7年3月31日

項 目	内 容
給水区域	梶谷岡一円
計画給水区域内人口	130 人
給水人口	103 人
給水戸数	47 戸
計画1日最大給水量	58.9 m ³
1日平均給水量	19.9 m ³
1人1日平均給水量	193 ㍓

（2）水源、浄水場及び浄水方法

◆水源

給水区域内の地下水を取水しています。

施設名	所在地	水源	取水量
梶谷岡取水池	八幡浜市日土町2-264	地下水	64.8m ³ /日

◆浄水場及び浄水方法

取水した湧水、地下水を導水管にて浄水施設に送水し、浄水処理されています。

施設名	所在地	浄水能力	浄水方法
梶谷岡浄水場	八幡浜市日土町2-264	64.8m ³	塩素滅菌

3. 原水及び浄水の水質状況

原水である湧水の水質は、安定しており、良好な状況です。また、浄水処理の結果、水道水は水質基準に適合しており、安全で良質の水となっています。

4. 水質検査

（1）検査項目

検査の種類	項目数	内 容
毎日検査	3	色、濁り、消毒の残留効果の検査
水質基準項目	52	水道水が備えるべき水質上の要件で、人の健康を確保するために、また生活利用上障害を生じさせないために定められた項目

1) 毎日検査

色、濁り、消毒の残留効果について毎日検査を行います。

2) 水質基準項目検査

水質基準項目検査(52項目)については、南予地方水道水質検査センターにおいて、共同検査を行います。法令で定められた最低検査頻度は、次のとおりです。

- | | |
|-----------|-------------------------|
| ① 毎月検査 | 9項目(省略不可項目) |
| ② 年4回検査 | 19項目(省略不可 14項目、省略可能5項目) |
| ③ 年1回検査 | 1項目(省略不可 1項目) |
| ③ 3年に1回検査 | 23項目(省略可能項目) |
| 計 | 52項目 |

※令和8年4月1日より、「水質基準に関する省令」の改正により「PFOS及びPFOA」の水質基準値を追加します。
改正の基準は以下のとおりです。

項目	基準値
PFOS及びPFOA	0.00005mg/L(50ng/L)以下

3) 検査の省略について

給水栓水について基準52項目中28項目については、検査頻度を基本の年4回から減少、省略することができます。

- ① 過去3年間の検査結果が、基準値の1/5以下なら1年に1回、1/10以下なら3年に1回の検査でよい。
- ② ①の規定にかかわらず、過去の検査結果が、基準値の1/2以下で、原水水源の状況や配管からの溶出等に問題がなければ検査を省略できる。(3年に1回は検査を行う)

(2) 検査頻度と検査場所

原水

検査の種類	検査頻度	内 容
水質基準項目 (40項目)	年1回	梶谷岡取水池

※水質基準項目検査(52項目)のうち、味及び消毒副生成物(12項目)を除いた項目です。

浄水

検査の種類	検査頻度	内 容
毎日検査	毎日1回	給水区域内の給水栓1箇所
水質基準項目 (9項目)	毎月1回	給水区域内の給水栓1箇所
水質基準項目 (18項目)	年4回(3ヶ月に1回)	給水区域内の給水栓1箇所
水質基準項目 (1項目)	年1回	給水区域内の給水栓1箇所
水質基準項目 (24項目)	3年に1回	R9年度実施(前回 R6年度実施)

(注)

- ・ 詳細は、別表1のとおりです。
- ・ 原水の基準項目検査(40項目)は、毎年1回以上行います。結果に異常があれば浄水についても行います。
- ・ クリプトスポリジウムについては、指標菌の調査を年1回行います。

5. 水質検査の実施方法

水質検査は、水道事業者自ずから行うことが原則となっていますが、八幡浜市では水質基準項目である52項目の検査については、南予地方の14市町村と2水道企業団が共同で設立した南予地方水道水質検査センターで共同検査を実施しています。

南予地方水道水質検査協議会においては、水質事故や水質の変化に対し、迅速に水質検査を行い、浄水場の水質管理に反映させるため、水質検査体制を整備し、水道水の安全確保に努めています。

検査の種類	検査項目数	水質検査の実施方法
毎日検査	3	自己検査
水質基準項目	52	共同検査

6. 臨時の水質検査

(1) 臨時の水質検査を行う場合

水質異常が発生して、水道水が水質基準に適合しないおそれがある場合には、直ちに取水を停止するとともに、水源、原水、給水栓などの水質検査を臨時に行います。

1) 水源の水質の著しい悪化

- ・不明の原因による色及び濁りの著しい変化
- ・集中豪雨、洪水、濁水
- ・障害生物の増殖
- ・臭気の著しい変化
- ・魚が死んで多数浮上した場合

2) 水源付近、給水区域及びその周辺等における消化器系感染症の流行

3) 浄水過程における異常の発生

4) 大規模な配水管工事等による水道施設の著しい汚染のおそれ

(2) 検査項目

水質基準項目及び汚染物質について行います。

7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は事業年度ごとに策定して公表します。また、この計画に基づいて行った検査の結果についても、年度終了後直ちにとりまとめ、公表するとともに水質の改善や次年度の検査計画に反映します。

8. その他

(1) 水質検査の精度と信頼性保証

1) 水質検査の精度

共同検査機関である南予地方水質検査センターにおいて、原則として、基準値の1/10の定量下限を確保し、1/10付近の変動係数が金属類では10%以下、有機物では20%以下の精度で水質検査を行います。

また、精度管理のため、毎年、愛媛県立衛生環境研究所の「精度管理研究会」及び厚生労働省の「水道水質検査の精度管理に関する統一資料調査」に参加し、水質検査精度の向上に努めます。

2) 信頼性保証

日本水道協会の「水道版優良試験所基準(GLP)」（国際標準規格ISO9000に準拠）制度が整い次第その取得を目指します。

(2) 関係者との連携

水質事故が発生した場合は、県の保健所、南予地方水質検査センターと連携して、現場調査及び水質検査を直ちに行います。

別表1 水質基準項目の検査頻度

	番号	定期検査項目	基準値(mg/L)以下	過去3年間の 最高値 (mg/L)	検査実施 頻度
毎月 検査 項目	1	一般細菌	100個/ml	12	月1回
	2	大腸菌	不検出	不検出	
	39	塩化物イオン	200	14.30	
	47	有機物等(全有機炭素(TOC)量)	3	0.35	
	48	PH値	5.8～8.6	8.16	
	49	味	異常でない	異常なし	
	50	臭気	異常でない	異常なし	
	51	色度	5	0.5未満	
	52	濁度	2	0.2未満	
省略 不可 項目	9	亜硝酸態窒素	0.04	0.004未満	年4回
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001未満	
	11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	4.90	
	22	塩素酸	0.6	0.34	
	23	クロロ酢酸	0.02	0.002未満	
	24	クロロホルム	0.06	0.001未満	
	25	ジクロロ酢酸	0.03	0.002未満	
	26	ジブロモクロロメタン	0.1	0.003	
	27	臭素酸	0.01	0.001未満	
	28	総トリハロメタン	0.1	0.008	
	29	トリクロロ酢酸	0.03	0.002未満	
	30	ブロモジクロロメタン	0.03	0.002	
	31	ブロモホルム	0.09	0.005	
	32	ホルムアルデヒド	0.08	0.005未満	
省略 可能 項目	34	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.01未満	1回/3年
	13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.09	
	15	1,4-ジオキサン	0.05	0.005未満	
	43	ジェオスミン	0.00001	0.000001未満	
	44	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000001未満	
	45	非イオン界面活性剤	0.02	0.005未満	
	6	鉛及びその化合物	0.01	0.001未満	年4回
	12	フッ素及びその化合物	0.8	0.13	
	35	鉄及びその化合物	0.3	0.01未満	
	20	PFOS及びPFOA	0.00005	0.000003	年1回
	3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003未満	1回/3年 (前回: R6年度 実施)
	4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005未満	
	5	セレン及びその化合物	0.01	0.001未満	
	7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001未満	
	8	六価クロム化合物	0.02	0.002未満	
	14	四塩化炭素	0.002	0.0002未満	
	16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.001未満	
	17	ジクロロメタン	0.02	0.001未満	
	18	テトラクロロエチレン	0.01	0.001未満	
	19	トリクロロエチレン	0.01	0.001未満	
	21	ベンゼン	0.01	0.001未満	
	33	亜鉛及びその化合物	1.0	0.005	
	36	銅及びその化合物	1.0	0.01未満	
	37	ナトリウム及びその化合物	200	10.2	
	38	マンガン及びその化合物	0.05	0.005未満	
	40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	94	
	41	蒸発残留物	500	184	
	42	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02未満	
	46	フェノール類	0.005	0.0005未満	